

小商工 第84号  
令和2年6月10日

会員事業所 各位

小山町商工会  
商業部会

## 令和2年度 関係団体等イベント出店の情報提供について (イベント出店事業所・新規登録用)

平素、商工会事業につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして関係団体より、団体が主催するイベント等への飲食、物販等の出店協力等の依頼が当会に来ることがあります。出店内容につきましては、イベント等により、来場者数、会場等異なり、出店要項には主催者側からの制限等がある場合もあります。

つきましては、関係団体等の主催するイベント等への出店を希望される事業所の方は、下記募集要項をご確認の上、裏面申込書にてイベント出店事業所登録をお願いします。

登録いただいた事業所の方には、関係団体より出店依頼があった場合に、対象となる事業所の方に商工会または主催者から直接ご案内をいたしますのでよろしくをお願いします。

記

### 募 集 要 項

- ①出店項目 飲食（露店・キッチンカー）・物販（お土産品等）  
（取扱品目は、主催者側より制限がある場合があります。）
- ②開催内容 イベント等により来場者数、営業時間、会場等は異なります。
- ③備 品 テント等の備品はイベント等により有無、有料、無料は異なります。  
（有料の場合は⑤出店料に併せて別途徴収になります。）
- ④登録料 令和2年度はイベントの中止増を考慮し無料とします。令和3年度以降は、  
年1,000円（期間内初めて出店されるイベントで⑤とともに集金します。）
- ⑤出店料 出店した場合1回につき1,000円以上（③有料備品代は別途徴収になります。）
- ⑥出店調整 各イベントへの出店は、イベントごとに希望者を募り、細部調整になります。  
出店希望者が多数の場合は出店できない場合もございます。
- ⑦申込期日 令和2年7月31日（金）以後は随時登録可

裏面申込書、飲食の方は露店許可書、

賠償保険証書の写しを添付して事務局へお申込みください

- ⑧登録有効期間 登録完了日～令和3年6月30日（最長1年間）
- ⑨申込み先 小山町商工会 TEL：76-1100 担当 安藤
- ⑩その他
  - ・商工会主催等によるイベント（産業祭・夏祭り）等の出店は、全会員にご案内致しますので、本登録とは分離しています。
  - ・イベントごとにアンケートを実施致しますので、必ず回答をお願いします。
  - ・令和元年度ご登録いただいた方は自動継続としますので、本案内でのお申し込みは不要です。
  - ・今回（令和2年度）の新規受付から、本登録は取りやめの申し出が無い限り令和3年度以降自動継続といたします。